

子どもの予防接種（変更点）

B C G

■ B C G 予防接種の対象となる年齢の期間が延長されます。
 (改正前・3月31日以前) … 生後6か月未満
 ↓
 (改正後) … 生後1歳まで
 ※標準的な接種期間は、生後5か月に達したとき～生後8か月に達するまでの期間。

ヒブ 肺炎球菌 子宮頸がん

■ ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチン予防接種が定期予防接種になります。
【対象年齢】
 ①ヒブワクチン…生後2か月～5歳に至るまで
 ②小児用肺炎球菌ワクチン…生後2か月～5歳に至るまで
 ③子宮頸がん予防ワクチン…小学6年～高校1年相当の女子
 ※対象年齢であれば、今まで通り医療機関での窓口負担はありません。

■ 小児インフルエンザ予防接種についても、今年10月1日から助成を行います。詳細は広報きつき9月号でお知らせする予定です。

子どものむし歯予防を助成

【2歳・3歳のための節目フッ化物塗布事業】

むし歯予防に効果があるとされる「フッ化物塗布」に対して助成を行います。
 対象者に「節目フッ化物塗布助成券申請書」をお送りします。希望者は健康推進館での申請が必要です。市が指定する歯科診療機関でないと助成を受けられませんので、ご注意ください。

助成を受けられる歯科診療機関は、子育て・健康推進課にお問い合わせください。

日本脳炎

■ 日本脳炎予防接種の対象者が追加されます。
今回の追加対象…平成7年4月2日～5月31日生まれの人
 ※平成23年5月20日の予防接種法改正により、平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの人は、20歳未満の間、定期予防接種が受けられるようになっています。

水ぼうそう おたふくかぜ

■ 水痘（水ぼうそう）・おたふくかぜの予防接種に対して、以下の通り助成を行います。

| | 水ぼうそう | おたふくかぜ |
|------|----------|----------|
| 対象年齢 | 1歳以上4歳未満 | 1歳以上4歳未満 |
| 助成額 | 3,000円 | 2,000円 |

接種できる医療機関…杵築市・日出町の医療機関。（助成を受けられる医療機関については、お問い合わせください。）

家賃補助や住宅取得など定住促進に関する補助制度を紹介します

各種制度に関する詳しい内容については、市長政策課（電話0978-62-3131）までお問い合わせください。

杵築市では、定住を促進するため平成25年度より補助制度の新設と、現在実施している補助制度の見直しを行いました。

市外にお住まいのご家族、会社の同僚の皆さんにもご紹介いただき、ぜひご利用ください。

新規 新婚さんを応援します！「新婚世帯応援家賃補助金」

| | |
|--------|--|
| 内容・対象者 | 平成25年4月1日以降に婚姻届を提出し転入した夫婦、または夫婦どちらかが、婚姻による転入者で、夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯が、民間賃貸住宅を契約した場合 |
| 補助額 | 月額10,000円（上限）／期間は12か月を限度とします。 |

新規 子育て世帯を応援します！「子育て世帯応援家賃補助金」

| | |
|--------|---|
| 内容・対象者 | 平成25年4月1日以降に転入した小学校入学前の子さんがいる世帯で、民間賃貸住宅を契約した場合。 転入日、賃貸契約日がいずれも平成25年4月1日以降の世帯が対象です。 |
| 補助額 | 月額10,000円（上限）／期間は36か月を限度とします。 |

新規 ふるさとに帰っていませんか？「ふるさと杵築同窓会開催助成金補助金」

| | |
|--------|--|
| 内容・対象者 | 参加人数が10人以上の市内で開催される同窓会で、開催する年度において、参加者の年齢が50歳、60歳、70歳の場合。 また、出席者の3割以上が市外居住者の同窓会であること。 |
| 補助額 | 出席者1人あたり1,000円／1つの同窓会につき5万円を限度とします。 |

改正 杵築で住宅を取得しませんか？「定住促進補助金」

| | |
|--------|---|
| 内容・対象者 | ①市外にお住まいの人が、市内に住宅を取得（新築、購入等）して、転入された場合。 ②市内にお住まいの人が、市内に住宅を取得（新築、購入等）した場合。 ③市外にお住まいの人が、市内で個人の所有する住宅を賃貸して居住し、市のケープネットワークに加入した場合。 ④杵築市に転入して、小規模集落に住宅を取得（新築、購入等）した日における年齢が40歳未満、もしくは同一世帯に義務教育修了前のお子さんがいる世帯。 ⑤市内にお住まいで、小規模集落に住宅を取得（新築、購入等）した日における年齢が40歳未満、もしくは同一世帯に義務教育修了前のお子さんがいる世帯。 ※小規模集落とは、65歳以上の人口が50%を超える行政区です。 |
| 補助額 | ①30万円 ②15万円 ③5万円 ④60万円 ⑤30万円 ※④・⑤については、平成25年4月1日以降に取得したものが対象です。 |